

日本の植物検疫制度についてのお知らせ

植物防疫所では、植物の病害虫が海外から日本へ侵入することを防ぐために「輸入検査」、輸出相手国から要求される植物検疫条件に対応する「輸出検査」を行っています。
植物を海外から持ち込む場合、または持ち出す場合には植物検疫を受ける必要があります。

海外から植物を輸入する際の手続き（植物を手荷物で持ち込む場合）

免税店で購入したものや少量のお土産品でも、すべての植物について病害虫の付着がないことを確認する輸入検査が必要です。税関検査を受ける前に植物検疫カウンターで輸入検査を受けてください。

入国審査



輸入植物検査
(植物検疫カウンター)



輸出国の植物防疫機関が発行した検査証明書（植物検疫証明書又はphytosanitary certificateとも言い、タグ形式のものもあります。）を、植物検疫カウンターの植物防疫官に提出して下さい。
検査証明書が添付されていない植物は、廃棄処分となります。また、検査証明書を添付せずに輸入した場合や輸入時の検査を受けなかった場合は、植物防疫法の規定により罰則が科せられることもあります。

輸入検査が必要な植物の例

- ・ 苗木、球根、種子
- ・ 切り花
- ・ 野菜、果実
- ・ 穀類、豆類
- ・ 木材
- ・ 香辛料原料、漢方薬原料など

輸入が禁止されているもの

- ・ 土
- ・ 土付きの植物
- ・ 植物を害する検疫病害虫
- ・ イネワラ及びイネモミ

また、果実・野菜等の中には生産国・輸出国・地域によって輸入が禁止されているものがあります（輸入禁止品）。

「輸入条件に関するデータベース」
でご確認を！

税関検査



「輸入条件に関するデータベース」



海外へ植物を持ち出す際の手続き（植物を手荷物で持ち出す場合）

日本から海外に野菜や果物などの植物を持ち出す場合、持ち出し先の国や地域の規則（輸出相手国の検疫条件）に従う必要があります。

輸出相手国・地域及び植物の種類によって、持ち込みが禁止されたり、植物防疫所で輸出検査が必要な場合があります。

輸出相手国の 検疫条件の確認



輸出条件早見表

上記早見表に掲載されていない品目や輸出相手国の検疫条件については、植物防疫所に問い合わせさせていただくか、輸出相手国の植物検疫機関や在日大使館にお問い合わせ下さい。



輸出植物検査

輸出相手国の検疫条件で日本での輸出検査が必要な場合は、搭乗手続の前に植物防疫所か主な空港に設置されている輸出検査カウンターで輸出検査を受けて下さい。

輸出植物検査や植物検疫証明書の取得に手数料は必要ありません。

輸出検査カウンターが設置されている空港

新千歳空港	国際線旅客ターミナルビル3階CIQ展示室内
羽田空港	国際線旅客ターミナル3階チェックインカウンター「L」近く
成田空港	第1旅客ターミナル4階 北ウイング、第2旅客ターミナル3階 北団体カウンター32番
中部国際空港	旅客ターミナルビル3階 国際線チェックインカウンター「A」近く
関西空港	第1ターミナルビル北4階北出発口付近
福岡空港	国際線ターミナルビル3階南側チェックインカウンター「M」の向かい

輸出検査は、出国日以前又は当日に植物防疫所で検査を受けることができます。事前に検査の予約をお願いします。なお、携行して植物を持ち出す場合で、出発当日に植物防疫所で検査を受ける場合は、輸出検査に時間がかかる場合もありますので、時間に余裕を持ってお越し下さい。

搭乗手続

税関手続

出国審査



輸出検査のお問い合わせ先

